

---

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第4、議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第49号は、専決処分の承認を求めることについて（松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）であります。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長 馬場順三君 説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（渡辺文彦君） 附則のところであまり説明をしていただきたいんですけども、適用区分のことを・・・この区分はどういうことか、ちょっと意味がよくわからないんですけども、この説明をお願いいたします。

場所はわかりますか。専決処分書の裏側です。附則のところですか。

○健康福祉課長（馬場順三君） 附則の2につきましては、平成28年度以降の年度分の国民健康保険税分については、その新しい額を適用しますけれども、27年度分までは旧、現行の金額を適用するという内容でございます。

○2番（渡辺文彦君） この規定は未納者か何か、27年度における未納者か何かを対象にしていることを意味しているわけですか。

○健康福祉課長（馬場順三君） これは、所得の少ない方の保険税を減額する規定でございます。例えば保険税を5割減額するとか、2割減額する、その基準となる額を算定するというものでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかにありませんか。

○1番（伴 高志君） ちょっと説明が、理解が不十分で申し訳ないんですけど、この改正後というのは、それぞれ対象が、1と2と3で異なってくるということなんですか。この21条の（1）（2）（3）、対象者が異なるということですか。

○健康福祉課長（馬場順三君） 対象につきましては、対象者の所得の額によりまして、2割、5割の該当者が決まってくるという形でございます。

ですから、所得が少ない方については、例えば5割で該当になりますし、もう少し所得があれば、例えば2割が該当になるという規定でございます。

○1番（伴 高志君） それでは、具体的には、対象者はそれぞれ何名位ということは、今わかりますか。

○健康福祉課長（馬場順三君） これは、平成27年度の例でございますけれども、平成27年度国保の加入世帯が全部で1543世帯ございますけれども、その内、2割軽減の世帯というのが187世帯ございます。それから5割の軽減世帯というのが240世帯でございます。

今回の改正には入っていませんけれども、7割の軽減世帯というのが418世帯ございまして、これらの軽減世帯の税額を合計しますと約4000万円ほどになってございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---